

令和8年度 生活指導・体罰防止のための取組について

八王子市立第一小学校長
角田 悟

今年度の生活指導の方針・体制

- 1 学校生活目標を設定し、基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成、自ら判断し行動する力を育てる。
- 2 「いじめを許さないまち八王子条例」「第一小学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。また、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、6月に校長による講話を通して、学校全体で命について考える取組を実施する。
いじめ防止のために、主に以下のような取組を行う。
 - (1) 人権教育・道徳教育等の充実
 - (2) 未然防止や早期発見のための措置
 - (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
SNS一かルールに基づく家庭でのルールを学校と家庭で連携し作成する。
 - (4) SOSの出し方に関する教育を計画的に行う
 - (5) 全職員によるいじめの早期発見・対応ができるよう、スクールロイヤーを講師とした「いじめ防止研修」を実施する。
 - (6) 自己申告を活用し、年間を通して全職員が「いじめ防止」に向けた取組を実践する。
- 3 学校生活や日常生活の中で、事故・災害・犯罪に巻き込まれないために交通安全教育・防犯教育・防災教育を推進する。発達段階に応じたセーフティ教室を行い、児童が主体的に自他の安全を守る態度を育てる。
- 4 あいさつの習慣化、異年齢集団活動、地域のさまざまな活動を経験することで、人とのかかわりを増やし、自己有用感、自己肯定感、自尊感情を高める指導を進める。
- 5 毎週木曜日の6校時にいじめ対策委員会（いじめ防止のための校内組織）を実施し、いじめに対して全教職員で情報を共有し、いじめの未然防止、早期解決を図る。また、子ども見守りシートの積極的な活用を促し、保護者とも連携を図っていく。

教職員による体罰防止のための取組

体罰防止に向けたスローガンの教室等への掲示

「体罰〇・いじめ〇 しない させない みんなで見守る第一小」

- 1 体罰根絶のための教職員研修の徹底
学期の始めと終わりのサービス事故防止研修及び、八王子市で設定している体罰防止強化月間（サービス事故防止月間）に管理職による教職員への指導と研修を行い、全教職員の意識の高揚を図る。また、日常的に情報交換や相談を行う。
- 2 体罰をチェックする機能の強化
ふれあい月間等を通じて、児童のアンケートを実施し、体罰に関する調査を行う。また、毎月末教職員が自己の行動を振り返り、体罰防止セルフチェックシートに記入し、管理職に報告する機会を設ける。
- 3 体罰のない教育活動の推進
日頃から児童を全教職員で温かく見守り、児童の声をきちんと受け止めていく。児童の対応には個別ではなく組織的に複数で対応する。また、スクールカウンセラー・地域子ども家庭支援センター・学童保育所等と連携し多面的に児童の状況を把握するように努める。